

【教育ノート】

昭和20年代の学習指導要領（試案）に関する研究

香田 健治*，生野 桂子**，生野 金三***

Study on Course of Study (draft) of the 1940s

Kenji Koda, Keiko Shono and Kinzo Shono

I はじめに

教育課程の編集の主体は、言うまでもなく各学校であるが、その教育課程の基準は学習指導要領である。学習指導要領は、言わば国民の基礎的資質能力形成のカリキュラム（「教育課程」の訳語）といっても過言ではないであろう。その学習指導要領が最初に作成されたのが1947（昭和22）年である。これは、教育基本法と学校教育法の制度以前、法的位置付けがないまま「試案」として文部省よりだされた。それは、戦後の教育課程政策の大きな転換を象徴的に示し、「研究の手引」としての性格を有している。その後1951（昭和26）年に改訂された学習指導要領も「試案」であり、同じような性格を有している。その様相を『学習指導要領 一般編（試案）』（1947〈昭和22〉年）の「序論」「一 なぜこの書はつくられたのか」の冒頭において見てみる。そこには、

いまわが国の教育はこれまでとちがった方向に向かって進んでいる。この方向がどんな方向をとり、どんなふうのあらわれを見せているかということ、もはやだれの胸にもそれを感じられていることと思う。〈中略〉これまでとかく上の方から決めて与えられたことをどこまでもそのとおりに実行するといった画一的な傾きのあったのが、こんどはむしろ下の方からみんなの力で、いろいろ、作りあげて行くようになって来たということである¹⁾。

とある。ここでは、従来の教育がその内容を中央で決

め、どんな児童生徒にも一様に当て嵌めるといった上からの画一主義であり、加えて教育の現場では指導に当たる教師の立場を、機械的なものとしてしまって、教師の創意や工夫を失わせたという反省が認められる。つまり、権力による上からの画一主義や教師を国家のロボットにしてしまったという把握である。

このような反省に基づいて『学習指導要領 一般編（試案）』が作成されたのである。ここには、従来と異なる文部省の姿勢が打ち出され、カリキュラム政策の在り方の大きな転換が象徴的に示されている。

カリキュラムとは、学校教育の目的、目標を達成するために、教育内容を児童生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において、総合的に組織した学校の教育計画である。学校主体のカリキュラムの編成を志向して、1947（昭和22）年と1951（昭和26）年に学習指導要領（試案）が作成されたのであるが、その根底には経験主義な考え方が存在している。つまり「試案」の学習指導要領は、その根底に経験主義的カリキュラムの考え方が存在する。

「不易と流行」という言葉が存在するが、「不易」の確固たる基盤、つまり最初の学習指導要領（試案）より現在の「学習指導要領」に至るまでの変遷の様相の把握があってこそ「流行」の要請や期待に応えられるのである。このようなことに鑑み、学習指導要領の歴史や経緯を振り返る「不易」そのものの本質を捉えておくことは重要である。

本論では、1947（昭和22）年の学習指導要領（試案）と1951（昭和26）年改訂の学習指導要領（試案）

受付日 2016. 9. 23 / 受理日 2017. 1. 18

*関西福祉科学大学 教育学部 講師 / **宮城学院女子大学 教育学部 教授 / ***関西福祉科学大学 教育学部 教授

に視点を当て、そのカリキュラムの諸様相を探ることを目的とする。就中、教育の目標を達成するために児童の有する学習経験を、発展的、系統的如何に組織しているかという観点からカリキュラムについて探ることとする。カリキュラムの日本語訳が教育課程という用語である。これは、戦後アメリカの教育が我が国に紹介されたのを契機に普く知られるようになり、爾来それが学習指導要領等に使用され今日に至っている。その教育課程という用語は、昭和 24 年 5 月に公布された文部省設置法（1949（昭和 24）年法律第 146 号）の初等教育局の事務を規定した同法 8 条第 5 号に初めて使用された。その後 1950（昭和 25）年 10 月に公布された学校教育法施行規則の一部を改正する省令（文部省令第 28 号）において、

教科課程、教科内容及びその取扱いを「教育課程」に改める²⁾。

とある。学校教育法施行規則とし、学習指導要領が教育課程の基準である旨を定め、教育課程行政の基準が設定された。そして、翌年の昭和 26 年に改訂された『学習指導要領一般編（試案）』においては、「教育課程」という用語を使用している。このことを踏まえ以下においては、1947（昭和 22）年の学習指導要領（試案）におけるカリキュラムにおける考察の際は「教科課程」という用語を使用し、1951（昭和 26）年改訂の学習指導要領（試案）におけるカリキュラムにおける考察の際は「教育課程」という用語を使用する。

II 戦後の教育改革

以下においては、1947（昭和 22）年と 1951（昭和 26）年における教育課程の様相について学習指導要領（試案）を基に探ってみる。

1 1947（昭和 22）年の 学習指導要領（試案）におけるカリキュラム

1947（昭和 22）年の学習指導要領（試案）は、「一般編」と「教科編」に分かれて示されている。「一般編」の序論においては、この書の目的として、

これまでの教師用書のように、一つの動かすことのできない道をきめて、それを示そうとするよう

な目的でつくられたものではない。新しく児童の要求と社会の要求に応じて生まれた教科課程をどんなふうにして生かして行くかを教師自身が自分で研究していく手びき³⁾

としてつくられたものであるとしている。つまり、教育課程の編成において教師の自主性・主体性が重要視されていたのである。また、カリキュラムには、現在使われている「教育課程」ではなく、「教科課程」と記されている。

(1) 小学校における教科課程の特質

1947（昭和 22）年の学習指導要領（試案）において、小学校の教科課程は、国語・社会・算数・理科・音楽・図画工作・家庭・体育・自由研究の 9 教科による編成となった。従来の修身・公民・地理・歴史が廃止された。そして、社会・家庭・自由研究が新設された。

社会については、戦前の修身・公民・地理・歴史を単純に統合したものではなく、学問の系統性にとらわれず、現実の社会生活における問題に焦点を当て、社会経験を広め、深めようとする教科である。つまり、社会科は、民主主義社会におけるふさわしい社会人の育成を養うことを求められているのである。

家庭科は、これまでの家事科⁴⁾と違い、「男女ともにこれを課す⁵⁾」と原則化された。ただし、料理や裁縫のように内容として女子だけが必要とされるものについては、男子は家庭工作を課すことが考えられている。すなわち、男女ともに家庭及び社会の活動に責任をもち、生活の向上を図るために常識と技能を身に付け、教養を高めることを求めているのである。

教科の学習においては、児童の自発性、主体性を重視した学習活動が進められるように求められている。その場合、児童によっては一定の学習時間で活動を充足できなくなることがある。そこに自由研究の時間を使うことができるように示されている。また、自由研究は、学年の壁を取り去り、教師の指導のもとで一緒に学習活動を展開するクラブ組織による活動をすすめることも望ましいと示している⁶⁾。たとえば、音楽クラブ、手芸クラブ、スポーツ・クラブといった組織がある。さらに、児童が学校や学級全体のため仕事をする活動も認められていた。たとえば、学級の当番の仕事をする、学級の委員としての仕事をするなど

である。

このように、自由研究の時間は、児童個人が自己の興味・関心により、個性的に深く学んだり、学校や学級全体のために仕事をしたりするための時間なのである。したがって、自由研究には、今日的な教科の発展的な学習や異学年集団による学習、特別活動の要素を孕んでいたといえよう。なお、自由研究の時間は、その伸縮を教師や学校長の裁量に委ねられていた。

(2) 小学校における教科の時数と時間割の特質

①教科の時数の設定

学習指導要領（試案）では表1のように、1年間を35週として各教科の総時数を示している。なお、括弧内の数字は1週間の平均時数である。また、年間35週以上の指導をする場合には、児童の負担にならない程度に総時数を増やしてもよいとしている。

1年間の総時数を示した理由として、以下の4点を示している。すなわち、第1に、教師が教育的な価値を判断し、見通しをもって活動できるようにするためである。第2に、教科内容によって時間を計画的に調整するためである。第3に、学芸会、全校運動会、農繁期の手伝いなどの時間を十分位置付けるためである。第4に、教育的な効果を高めるように時間に軽重をつけるためである。

一方、第4学年以上の教科の時数には、幅がもたせ

表1 1947年版の学習指導要領（試案）における小学校の教科課程と時間数

学年 教科	1	2	3	4	5	6
国語	175(5)	210(6)	210(6)	245(7)	210-245 (6-7)	210-280 (6-8)
社会	140(4)	140(4)	175(5)	175(5)	175-210 (5-6)	175-210 (5-6)
算数	105(3)	140(4)	140(4)	140-175 (4-5)	140-175 (4-5)	140-175 (4-5)
理科	70(2)	70(2)	70(2)	105(3)	105-140 (3-4)	105-140 (3-4)
音楽	70(2)	70(2)	70(2)	70-105 (2-3)	70-105 (2-3)	70-105 (2-3)
図画 工作	105(3)	105(3)	105(3)	70-105 (2-3)	70(2)	70(2)
家庭					105(3)	105(3)
体育	105(3)	105(3)	105(3)	105(3)	105(3)	105(3)
自由 研究				70-140 (2-4)	70-140 (2-4)	70-140 (2-4)
総時間	770(22)	840(24)	975(25)	980-1050 (28-30)	1050-1190 (30-34)	1050-1190 (30-34)

ていることが分かる。たとえば、第4学年では、算数・音楽・図画工作・自由研究について、学習時間を最大70時間まで増やすことができる。第5・6学年では、国語・社会・理科・音楽・自由研究について、年間総時数を140時間まで増やすことができるように設定している。

また、第3学年以下では、表1から分かるように、1週間の時間数は少ないといえる。学習指導要領（試案）では、地域の事情から考えて、学校長の裁量によって、児童が週6日の登校が負担である場合は、これを5日間にしてもよいとしている。つまり、カリキュラム上、学習時間の弾力的な運用が可能となっているのである。

このように、カリキュラムにおいて時数を設定することの意義として、教師・学校が地域の事情や児童の実態をつかみ、見通しをもち、計画的に学習活動を設定することで教育的な効果を高めることを重要視しているのである。つまり、カリキュラムを意図的・計画的に位置付け、実行することにより、指導の効果を高めることができるように総時数を定めているのである。

②時間割の運用

学習指導要領（試案）においては、週の時間割について、その例示をしている。換言すれば、週の指導計画の重要性を指摘しているのである。その留意点として、①児童の多様な活動を位置付けること、②児童の活動が円滑かつ変化のある指導ができること、を示している。

1. 児童が相談し合う時間。これは児童が自分の経験を話し合ったり、前の学習の結果を反省しあったり、また、その日の計画を話し合ったりするような時間である。児童が一日の学習に入って行くきっかけを作り、興味をもって学習活動をするようにするために、極めて大切な意味を持っている。
2. 理解のための時間。学習はすべてに理解が成立しなくてはならない。そのためには、教師が誘導したり、刺げきしたり、暗示を与えたり、勇気をつけたりすることが必要である。
3. 熟練のための時間。後に述べるように、学習は理解とともに、熟練して身につくようにならない。しかし、理解にも熟練にも個人差があるので、理解のために力を注ぐと同時に、熟練にい

たるまでは一人一人について指導して、これを進めて行くことがたいせつである。そこで、そういう個人的な指導をして、熟練にいたらせる時間が必要になる。このような時間は、前の理解の時間とは違った趣きを持っている時間として、一日のうちのどこかに組み入れられることが大切である。

4. 情操をたかめる時間。美しい絵をみたり、音楽をきいたり、うたったりする時間がこれである。このような時間は、また児童の違った生活の成長のために、一日の時間割の中に組み入れられることが大切である。

5. 表現のための時間。児童が何かを組み立てたり、作ったり、詩や歌を作ったり、絵をかいたりする時間がこれである。児童は自分の学んだことや、経験したことを表現する要求を持っている。いろいろな学習はこのようなどころまで進行するのが普通である。しかも、これらの活動は以上のようなものと違った意味で、児童の生活を活発にし、豊かにし、学習を進める。このような時間も、また、一日の時間割の中にあることが望ましいのである。

6. 自由の時間。これはすでに述べた自由研究の時間と同じで、また一日のうちの、どこかにほしい時間である。

7. 休みの時間、遊びの時間。児童が学習を続けている間に、休みの時間が求められることはもちろんである。また、体育の時間としてきまっている時間のほかに、遊びの時間があることもたいせつであ

る。ただし、この休みの時間は、これまでのように、一時限の学習のあとに、きつつきものになって、十分おかれるということの意味してはいない。学習のあとで、しばらく静かにしていることも、五分間そこいらをかけまわることも、この時間であるし、必要があれば、十分十五分休んだり、遊んだりするのも、この時間である。要は児童の要求を考えて、適当にこの時間をとるように計画することがたいせつなのである⁷⁾。

このように、1 から 7 の時間割に関する解説と表 2 の時間割の例から、児童の興味・関心を大切にしたい学習活動が組み込まれてこと、児童の学習の状況や要求に応じて、様々な教科に多様な活動を取り入れていること、1 日の指導に変化があり、円滑に進むような、時間割を作成すること、適当に休み時間を設けること、を重要視しているのである。

(3) 新制中学校の教科と時間数

次に、昭和 22 年度から新たに実施された新制中学校の 3 学年について、その特質を検討する。この 3 学年については、表 3 のとおり、第 7 学年から第 9 学年

表 2 1947 年版の学習指導要領（試案）における時間割の例

時間	プログラム
9 時	相談の時間。歌をうたう。できごとを話し合う。今日の計画を話し合う。
9:15 分	社会科。仕事の進行について話し合い、その仕事をおたがいに反省し、今日の話し合いの題をきめる。話し合う。これに関連した表現活動をする。
10:15	体育、自由遊戯。児童一人一人について栄養と休息のプログラムを話し合う。
11:10	国語、話し方、作文-お話をかく。
12:00	昼食、休み。運動場で遊ぶ。
1:00	算数。個人指導を主とする、特殊の児童たちには新しく考える問題を提出する。
1:40	音楽、練習、鑑賞
2:00	休憩。
2:10	国語。読みの練習を主とする。成績のわるい児童の指導をする。
2:40	図画工作、または自由研究
3:30	放課

表 3 1947 年版の学習指導要領（試案）における新制中学校の教科と時間数

教科		7	8	9
必修教科	国語	175(5)	175(5)	175(5)
	習字	35(1)	35(1)	
	社会	175(5)	140(4)	140(4)
	国史		35(1)	35(1)
	数学	140(4)	140(4)	140(4)
	理科	140(4)	140(4)	140(4)
	音楽	70(2)	70(2)	70(2)
	図画工作	70(2)	70(2)	70(2)
	体育	105(3)	105(3)	105(3)
	職業（農業、商業、水産、工業、家庭）	140(4)	140(4)	140(4)
	必修教科計	1050(30)	1050(30)	1050(30)
選択教科	外国語	35-140 (1-4)	35-140 (1-4)	35-140 (1-4)
	習字			35(1)
	職業	35-140 (1-4)	35-140 (1-4)	35-140 (1-4)
	自由研究	35-140 (1-4)	35-140 (1-4)	35-140 (1-4)
	選択教科計	35-140 (1-4)	35-140 (1-4)	35-140 (1-4)
総計		1050-1190 (30-34)	1050-1190 (30-34)	1050-1190 (30-34)

と表記されている。

教科表については、注意すべきこととして、以下の4点を示している。すなわち、第1に、小学校において独立の教科である家庭科について、中学校では職業科の中の一つの科目の中に含まれ、生徒は農業、商業、水産、工業、家庭のうち一科目または数科目を選択して学習するようになってきていることである。なお、生徒がどの科目を選択するかについては、その将来の生活について、十分考えるようにして指導して、決定することが望ましいとしている。第2に、中学校においても社会科、自由研究を設置していることである。第3に、必修科目と選択科目を設置していることである。必修科目は国語、習字、社会、国史、数学、理科、音楽、図画工作、体育、職業の10教科である。選択科目は、外国語、習字、職業及び自由研究を設定している。なお、選択科目としての職業と習字については、必修科目で課せられるものより、いっそう深いことを学ぶと示している。第4に、時間数の運用や時間割の編成について、小学校と同様に注意を払うことである。

このように、中学校では、10科目が必修科目で、4科目が選択科目と設定されている。しかし、選択科目は、職業科の科目を含めると8科目となる。すなわち、生徒には多くの選択肢が認められていたのである。

2 1951 (昭和26) 年改訂の 学習指導要領 (試案) におけるカリキュラム

1951 (昭和26) 年に改訂された『学習指導要領一般編 (試案)』においては、「教育課程」という用語を使用した項立てが三者に (目次のⅡ〈教育課程〉、Ⅲ〈学校における教育課程の構成〉、Ⅳ〈教育課程の評価〉によって) 亘って認められる。

周知のように1951 (昭和26) 年改訂の学習指導要領も試案であり、1947 (昭和22) 年の学習指導要領 (試案) を踏まえて改訂されたものである。そのことは、1951 (昭和26) 年改訂の学習指導要領の「まえがき」の部分に、

根本的な考え方については変わっていないが、その内容は、昭和22年度のものに比べて、だいぶ変っている。内容の変ったのは、(1) その後の研究や調査によって新たな事項を加えたため⁸⁾、

とあることから理解できよう。ここでは、従来の学習指導要領を基盤にし、研究や調査によって得たものを加えて新たな学習指導要領を改訂したとしている。また、この1951 (昭和26) 年改訂の学習指導要領も1947 (昭和22) 年の学習指導要領同様「研究の手引き」としての性格を有していることが分かる。それをめぐっては、「序論」の前書きの部分に、

各学校は、その地域の事情や、児童生徒の興味や能力に応じて、それぞれの学校に最も適した学習指導の計画をもつべきである。〈中略〉学習指導要領は、どこまでも教師に対してよい示唆を与えるようにするものであって、決してこれによって教育を画一的なものにしようとするものではない⁹⁾。

とあり、また「1 学習指導要領の目的」の部分に、

学習指導要領は、児童や生徒の学習の指導にあたる教師を助けるために書かれた書物であって、教師が各学校において、教育課程を展開する場合には、教師の手びきとして、役にたつものでなくてはならない¹⁰⁾。(傍線筆者)

とあり、さらに「2 学習指導要領の使い方」の部分に、

次に、学習指導要領を手びき書として、それぞれの学校の事情に応じて使っていく上において、注意すべき重要な点をいくつかあげてみよう¹¹⁾。(傍線筆者)

とあり、これらのことから学習指導要領が「研究の手引き」として編まれたことが分かる。

前述の「各学校は、その地域の事情や、児童生徒の興味や能力に応じて、それぞれの学校に最も適した学習指導の計画をもつべきである。」に加えて、「1 学習指導要領の目的」の部分に掲げられている、

(4) さまざまな学習経験の領域における指導に調和を保たせ、すべての方面につりあいのとれた統一ある教育が行われるようにすること¹²⁾。

や、

(7) 教師が児童生徒の発達や、地域の差に応じて、適切な活動を選べるように教師に示唆を与えること¹³⁾。

等から学習指導の計画は学習者である児童生徒の実態 (経験) に応じて教師が主体的に作成するという経験主義に依拠する教育課程を創造していこうとする姿勢

を垣間見ることができよう。経験主義の教育課程では、児童・生徒が地域社会で経験してきたことを、組織的に整えた環境（学校）によって豊かなものに拡大成長せしめ、その結果、地域社会の問題解決能力を有する市民形成を目的としている¹⁴⁾。からである。さらに、そのことは「Ⅲ 学校における教育課程の構成」の部分に、教育課程を構成するに当たって、最も重要な仕事は学習経験の組織である¹⁵⁾と前置きし、教育課程は、児童生徒のもつ望ましい諸経験の連続的な過程を示すものである¹⁶⁾。とあることから理解できよう。これは、正に経験主義の理念を背景にした考え方であり、デューイのいう「教育とは経験の再構成」であるという考え方にも共通する。

(1) 小学校の教科（1951〈昭和 26〉年学習指導要領の場合）

小学校の場合、教育課程は国語、算数、社会、理科、音楽、図画工作、家庭、体育の 8 教科と「教科以外の活動」より編成されている。昭和 22 年「学習指導要領」（試案）において教科として位置付けられていた「自由研究」は、教科の枠より外され「教科以外の活動」の科目として設けられた。その活動の内容は「民主的組織のもとに、学校全体の児童が学校の経営や活動に協力参加する活動」と「学校を単位としての活動」との両者に亘っている。前者の「民主的組織のもとに、学校全体の児童が学校の経営や活動に協力参加する活動」には、

- (1) 児童会 (2) 児童会の種々の委員会 (3) 児童集会 (4) 奉仕活動

等の四者が設けられている。一方、後者の「学校を単位としての活動」には、

- (1) 学級会 (2) いろいろな委員会 (3) クラブ活動

等の三者が設けられている。ここに掲げた七者は、いずれも教育的な価値を有し、児童の社会的、情緒的、知的、身体的発達に寄与するものである故、当然教育課程に正当に位置付けるべきである¹⁷⁾としている。この「教科以外の活動」の時間の取扱いをめぐっては、「どのようなものを選び、どのぐらいの時間をそれにあてるかは、学校長や教師や児童がその必要に応じて定めるべきことである。」¹⁸⁾としている。ここでは、児童の生活基盤を尊重した学習全体を計画していること

表 4 1951 年版の学習指導要領（試案）における教科についての時間配当の例

学年 教科	1・2 学年	3・4 学年	5・6 学年
国語 算数	45%～40%	45%～40%	40%～35%
社会 理科	20%～30%	25%～35%	25%～35%
音楽 図画工作	20%～15%	20%～15%	25%～20%
家庭			
体育	15%	10%	10%
計	100%	100%	100%

が分かる。ここからは、経験主義の理念を背景にした教育課程を創造していこうとする姿勢を垣間見ることができよう。

次に、「小学校の教科についての時間配当の例」について見てみる。表 4 は、学習指導要領に掲載されている時間配当である。ここで着目すべきは、時間配当が時間数でなく割合で示されていることである。ここからは教育課程を編成する際、学校長に一定の裁量の余地を確保すべきであるという考えを窺い知ることができよう。その背景には戦後教育の動向が民主化の方向に進み、学校教育の目標が国民の育成から個人の完成へ切り変えられ、学習者である児童の尊重や地域の父母の教育要望等に鑑み、各教科に全国一律で動かし難い時間を定めることは困難であるという考え方が存在しているためである¹⁹⁾。

このようなことを踏まえ、学年ごとの総時間数（教科と教科以外の活動を指導するのに必要な）をめぐっては、第 1 学年および第 2 学年で 870 時間、第 3 学年および第 4 学年で 970 時間、第 5 学年および第 6 学年で 1050 時間とそれぞれ「基準」が定められている。いま一つ着目すべきは、時間数の配当を各教科でなく、四領域に大別していることである。それをめぐっては、

主として学習の技能を発達させるに必要な教科（国語・算数）、主として社会や自然についての問題解決の経験を発展させる教科（社会科・理科）、主として創造的表現活動を発達させる教科（音楽・図画工作・家庭）、主として健康の保持増進を助ける教科（体育科）分ち、それぞれの四つの領域に対して、ほぼ適切と考えられる時間を全体の時間に対する比率をもって示した²⁰⁾。

としている。ここからは、四領域に大別した趣旨は容

表5 1951年版の学習指導要領(試案)における一日のプログラム

時分	学習内容
9:00	相談の時間、健康の検査
9:10	社会科、理科
9:55	音楽、あるいは図画工作
10:40	算数
11:05	国語
12:00	昼食、休憩
1:00	体育
1:30	国語(特に読みと書きの練習)
1:50	今日の仕事の反省、あとかたづけ
2:00	放課

易に理解することができよう。そして、四者の位置付けも窺い知ることができよう。具現すれば、国語と算数は他教科等の学習をするための基盤となり、学習の技能を発達させる基礎教科である。そして、社会科と理科は人間が現実直面する問題をめぐって、経験を付与する実質的教科である。さらに、音楽と図画工作と家庭は美的表現や生活的表現の領域であり、体育は健康維持や体力増進の教科であるという位置付けである。四領域をめぐって「同じグループに集められた教科は、それを統合して扱うことを必ずしも意味しない。いくつかの教科の領域を統合して扱うかどうかは、学校の事情によって決定させられるべきである。」²¹⁾としている。ここでは、統合して合科的に扱うことを必ずしも意味していないとし、そしてその取扱いをめぐって学校の事情によって決定するとしているが、畢竟その取扱いは学校長に総てを委ねることを妨げないことと解することができよう。

斯様なことを踏まえ、一日のプログラムを構築することを強調している。就中、「児童が相談し合う時間」「健康の検査の時間」「理解のために時間」「熟練のための時間」「情操を高めるための時間」「創造的表現のための時間」「休み時間」「教科以外の活動の時間」「反省およびあとかたづけの時間」等の様々な活動を巧みに組み合わせるとしている²²⁾。そして、一日のプログラムを提案している。

上記のプログラムは、各教科に割り当てられた時間のパーセントを考慮して作成された一つの例であるとして、そして各学校ではこのプログラムを参照してそれぞれの学校に見合った最も適したものを作成することが望ましいとしている。

(2) 中学校の教科(1951〈昭和26〉年学習指導要領の場合)

中学校の教育課程は、22年度と同じく、必修教科(22年度では必修科目)と選択教科(22年度では選択科目)によって編成されている。一方、小学校と同様に、選択科目に位置づけられていた「自由研究」は、24年の教育課程改善に伴って廃止となり、新たに「特別教育活動」の科目として設けられた。

必修教科は、国語、社会、数学、理科、音楽、図画工作、保健体育(22年度では保健)、職業・家庭(22年度では職業)の8教科である。22年度に設けられていた習字は国語に、国史は社会に組み入れられた。それは、22年度に配当時間を示したことにより、独立教科であるような誤解を与えたこと、さらには、学年を固定したことにより、学校の実情に即した指導計画立案の上で支障があったことによる措置である。しかし、二つの科目が必修であることに変わりはない。国語科・社会科の学習において、より弾力性のある計画立案を可能にするための措置であったとも言える。また、従来の体育科で学習されていた身体活動と保健衛生の両面を明確化するために、保健体育科とした。職業科は、農業・商業・水産・工業・家庭によって構成され、このうち、一科もしくは数科を選択するものであった。しかし、生徒に広い分野にわたる経験をさせることが難しかった。そこで、従来の内容を分析し、実生活に役立つ12項目の仕事にわけ、職業・家庭として再構成した。生徒は、自分の興味とニーズに応じて、項目を組み合わせる学習ができるようになった。

選択教科は、外国語、職業・家庭、その他の教科で構成されている。以前にあった自由研究は、前述のように廃止され、習字も必修の国語に組み入れられた。その他の教科とは、外国語、職業・家庭を除く、「中学校の教科についての時間配当の例(別掲表5参照昭和26年版)」に掲げられたすべての教科、さらには、各学校において教科として課するに適當であると考えられる教科のことである。これも、経験主義の理念を背景にして、教育課程の創造を学校の主体的な判断に任せていこうとする姿勢を示すものであるといえよう。

次に、教科外に設けられた「特別教育活動」ある。これは、「教科の活動ではないが、一般目標の到達に

寄与する教育活動」として位置付けられている。「なすことによって学ぶ」この「特別教育活動」は、生徒たち自身によって計画・組織・実行され、評価されるものである。ねらいは、活動を通して生徒が民主的生活の方法を学び、公民としての資質を向上させることにあり、戦後教育の目指すところを具現化していく方策を示したものともいえる。

その主な領域は、ホームルーム・生徒会・クラブ活動・生徒集会である。ホームルームとは、「学校における家庭」として、温かな雰囲気の中で、生徒の持つ諸問題を取り上げ、その解決に助力し、生徒の個人的、社会的な成長発達を助成したり、職業選択の指導を行ったりする場である。もちろん、学校教育目標との関連を図ることが前提となる。生活目標の例として、次のようなことが挙げられている。

- 個人としての成長を望みながら、団体として啓発し合い、さらに、成長段階の指導を受ける機会を持つこと。
- 人格尊重の理想を行為に生かし、責任や義務をじゅうぶんに果たした当然の権利はこれを主張する習慣と態度を養うこと。
- 社会生活に必要なあらゆる基礎的な訓練の場を持つこと²³⁾。

尚、時数は1週間当たり少なくとも1単位時間以上実施することが求められている。

次に生徒会であるが、生徒を学校生活に参加させ、立派な公民となるために設けられたものである。具体的には、生徒全員が会員となり、会員としての権利と義務及び責任を意識し、主体的に実践する組織である。この活動を通して、民主主義の原理を理解し、奉仕の精神や協同の精神を養い、道徳性を向上させることが可能となる。一方で、「生徒自治会というときは学校長の権限から離れて独自の権限があるかのように誤解されるから、この言葉を避けて生徒会と呼ぶほうがよいと思われる。」²⁴⁾と述べ、あくまでも校長から与えられた責任・権利の範囲内において行われる教育活動であることをおさえ、自治活動への歯止めとしていることにも留意したい。

続いて、クラブ活動である。全生徒が参加して、興味・関心を共有する仲間ですら自主的に活動する教育活動である。秩序を維持し、責任を遂行し、自己の権利を主張すること、さらには、社会意識につながる団体意

識を高め、よい公民としての資質を養うことを目指して行われる。クラブをつくるうえでの留意点として、「生徒の関心・興味・希望・能力を考慮すること」「生徒にとって強制されるべきものではないこと」「生徒の意見を尊重すること」「生徒の余暇の活用も意識すること」「季節による制限も考慮すること」等に言及している。

最後に生徒集会であるが、顧問の適切な指導のもと、生徒が自ら企画し、進行する、全校生徒が一堂に会する活動である。生徒会が中核となるが、ここでも、校長や教師の承認の元に行われるべきものであることを明記している。週に一度又は隔週に実施されることが望ましいとしている。目的として、次のような項目を挙げている²⁵⁾。

- 一貫した学校精神に触れる機会が与えられる。
- 学校の気風をつくり、世論を発達させることができる。
- 校風を高め、立派な伝統を築きあげることができる。
- 芸術・音楽・演劇などの鑑賞力を養うことができる。

26年度改正では、必修科目・選択科目・特別教育活動のほかに、道徳教育について言及している。詳しくは、次のような記述が小学校に見られる。

民主社会における望ましい道徳的態度の育成は、これまでのように、徳目の観念的理解にとどまったり、徳目の盲目的実行に走ることを排して、学校教育のあらゆる機会とらえ、周到の計画のもと

表 6 1951年版の学習指導要領（試案）における中学校の教科についての時間配当の例

教科		学年		
		1	2	3
必修科目	国語	175～280	175～280	140～210
	社会	140～210	140～280	175～315
	数学	140～175	105～175	105～175
	理科	105～175	140～175	140～175
	音楽	70～105	70～105	70～105
	図画工作	70～105	70～105	70～105
	保健体育	105～175	105～175	105～175
	職業・家庭	105～140	105～140	105～140
小計		910～1015	910～1015	910～1015
選択科目	外国語	140～210	140～210	140～210
	職業・家庭	105～140	105～140	105～140
	その他の教科	35～210	35～210	35～210
特別教育活動		70～175	70～175	70～175

に、児童・生徒の道徳的発達を助け、判断力と実践力に富んだ自主的、自律的人間の形成を目ざすことによって、はじめて期待されるであろう²⁶⁾。

教科・教科外としての位置づけはないが、「学校教育全体を通して、あらゆる機会を捉えて道徳性を養っていく」という現在の道徳教育の礎を見て取ることができる。中学校では、生徒の成長過程を考慮し、生活指導をも含めての指導を求めている。

表6は、26年度改正における「中学校の教科についての時間配当の例」を示したものである。学年名も、7年から9年までから、新制中学としての1年から3年までとなった。注目すべきは、時間数の示し方が変わった点にある。「～」をもって1年間の最低及び最高を示している。最低総時数（必修科目・選択科目・特別教育活動の和）は1015時間とし、これを超える時数を確保するものとしている。必修科目の指導計画は、年間最低910時間、最高1015時間範囲内で計画される。各時間数は、各学校の事情に応じてこの表に示された範囲内で定めることができる。22年の教科とその時間数に示されたものよりも必修教科の最低総時数が減り、選択しうる教科の数（その他の教科が位置づけられた）と時間数が増加している。いずれも、校長を中心に各校の実態（地方の実情・生徒の能力など）に応じて創意あふれる指導計画をたてようとする弾力性を持たせる措置である。尚、1単位時間は50分とし、挟まれる教室移動及び休息に要する時間は10分以内にとどめることが望ましいとしている。

Ⅲ 教育課程編成の原理

1947（昭和22）年と1951（昭和26）年の学習指導要領（試案）における教育課程の基本構造に触れた。本章では、その根底にある経験主義的性格を有する教育課程は、どのような教育思想に基づいて編成されたかについて見てみる。1951（昭和26）年改訂の学習指導要領を中核に据えて考察する。

1951（昭和26）年改訂の学習指導要領において、教育課程の意味をめぐって、本来、教育課程とは、学校の指導のもとに、実際に児童・生徒のもつところの教育的な諸経験、または、諸活動の全

体を意味している。これらの諸経験は、児童・生徒と教師との間の相互作用、さらに詳しくいえば、教科書とか教具や設備というようなものを媒介として、児童・生徒と教師との間における相互作用から生じる²⁷⁾

とし、教育課程は教育的な諸経験、諸活動の全体であると定義している。これは、正に経験主義の理念を背景にした定義である。そのことは、「(2) 児童・生徒の学習経験の構成」という項において、

既往の知識・経験を活かし、さらに、他の知識を求めたりすることによって、環境に働きかけることになる。このような環境との相互の働きかけあいによって、他の知識は自分のものとなり、新たな経験が、自己の主体の中に再構成され、児童・生徒は成長発達していくといえることができる²⁸⁾。

と前置きし、

教育課程は、このような経験の再構成を有効にさせるように、学習経験を組織することでなければならない²⁹⁾。

とあることから窺い知ることが出来よう。既往の知識・経験とあることから、それは児童・生徒の地域社会で経験したことであり、しかもそれを児童・生徒の発達段階に即して発展させ、豊かに拡大成長せしめている。地域社会の必要性をめぐっては、

児童・生徒は一定の地域社会の生活し、かつ、それぞれの異なった必要や興味をもっている。それゆえ、児童・生徒の教育課程は、地域社会の必要、より広い一般社会の必要、〈中略〉多くの要素によって影響される³⁰⁾。

とし、教育課程の編成の際、「地域社会の必要」「より一般社会の必要」を踏まえるべきことを重要視している。

次いで、教育課程を如何に構成（編成）（ここでは教育課程の「構成」としているが、この「構成」は「編成」の意である。）しようとしているか見てみる。

その構成（編成）に当たっては、「(1) 目標の設定」と「(2) 児童・生徒の学習経験の構成」との二者をポイントとして掲げている。そして、この二つの要素は機能的に相互に密接に関連しあっているとされている。

まず前者の「(1) 目標の設定」について見てみる。一般的目標は憲法・教育基本法・学校教育法等に示されたことを指標とするが、しかし個々の学校ではその

学校や地域社会の様々な状況に鑑み、さらにその学校の教育に適するように修正を加えて目標を設定とする。そのために各学校で「目標設定のための委員会」の設置を提案する。目標設定をめぐるのは、「決して固定した方法があるわけではない。」と前置きし、そして、一応次のような手続きを考えることができるとする。

児童・生徒の必要、社会の必要を適切にとらえるために、たとえば、個々の文献による調査研究・質問紙法・活動分析法・面接や質問により調査研究・観察、さらにもろもろの記録の参照などを行うことがそれである。また、いろいろな領域の専門家や両親・教師・一般社会人等からなる目標設定のための委員会を設けて、意見をきき、それをもとめる方法もあろう³¹⁾。

ここでは、「児童・生徒の必要」「社会の必要」等を適切に捉えるためにその様々な方途を提案している。教育課程編成の原理は、児童生徒の必要と社会の必要という「必要」の原理である³²⁾児童生徒の過去・現在・将来にわたる社会生活を前提にした学校教育を考え、彼ら個人が自立するための手段として学校教育を位置づけているからである³³⁾。このような教育課程観は、民主主義社会における庶民のための学校教育を志向している点で従来に対比して新しい価値観である。

目標設定は、前述の如く「児童・生徒の必要性」と「社会の必要」の両者より考えるべきであるとしている。もしこの両者が対立した場合は、どのように考えるべきであるか、という点についても触れている。学習指導要領では、対立的に考えること自体狭義の考えであり³⁴⁾、「児童・生徒の必要のうち社会的必要をとり入れていくことができる。³⁵⁾」と説く。加えて、「ことに、単元の目標は、学習者に身近なものであるべきであるから、児童・生徒の必要・関心・能力がよく考えられており、児童・生徒の実際の経験活動のうち、社会の必要が実現されるように定むるべきであろう。³⁶⁾」と説いている。

次いで、後者の学習経験の構成について見てみる。経験主義を原則とする教育課程においては、その経験をいかなる領域に分類し組織するかが問題となる。学習指導要領においては、「教育課程の構成において問題となってくる経験は、単なる児童・生徒の既往の経験でなく、児童・生徒の発達段階に即して、彼らの現

在もっている経験を発展させ、それを豊かにするのに役立つようなものでなければならない。³⁷⁾」としている。ここでは、児童生徒の経験を拡大発展させることが教育課程の原則であると捉えている。したがって、「望ましい経験とは、無数の経験の中で、児童・生徒の発達を促し、教育の目標を達成するのに有効なもので、かれらの発達段階に即した、可能的なものをいうのである。³⁸⁾」と説いている。

学習経験めぐって、学習指導要領において六領域に亘って説明する。それは、「i 学習を進める上に必要な技能を用いたり、発展させたりする経験」「ii 集団生活における問題解決の経験」「iii 物的、自然的な環境についての理解を深める経験」「iv 創造的な表現の経験」「v 健康な生活についての経験」「vi 職業的な経験³⁹⁾」等の六者である。例えば、「i 学習を進める上に必要な技能を用いたり、発展させたりする経験」とは、読むこと、書くこと、話すこと、聞くこと、数えること、計算すること、物をつくること、問題を分析すること、推理することなどの技能である。ここでは、国語や算数の技能を中核に据えた構成となっている。他の五者においてもこのようにある教科を想定した構成になっている。

このように学習指導要領は、六領域に分けたなら、次にこれらを如何に組織するかである。それをめぐって学習指導要領では、「有効な一つの方法」が「教科による組織のしかた」であると結論付けている。このような具体的な経験を組織するのは教師である。その際についても学習指導要領では、

学校や地域の社会の必要や、また児童・生徒の発達やその必要などを教育的見地から検討し、さらに学習内容の性質をじゅうぶん考慮することによって教科の組織がえを行ったり、教科の統合をはかって広い領域の学習の道筋を設けるたりすることも可能である⁴⁰⁾。

と説いている。ここでは、児童生徒の発達段階に即して学習経験を教育的見地より検討を加え、教科の統合を図り、合科学習的な方法を提案している。

さらに、学習指導要領では、経験主義の教育課程を構成（編成）していく際の考慮事項を掲げている。ここでは五者の内容を掲げている。以下においては、学習経験と最も関わりを有する二点について触れる。それは、第三と第四の内容である。前者の内容は、学校

の環境、校舎、教室の施設・教具等の物的環境をめぐっての問題である。児童生徒の経験が躍動的組織されることを願って、その経験のための活動を保証する物的環境の重要性を指摘する。一方後者の内容は、経験主義的教育課程を組織するに当たって指導者である教師の指導性や資質をめぐっての問題である。具現すれば、「教師の教育観、児童・生徒観の理解の深さ、教育についての学識と指導の経験、指導の技術、計画力、指導力など。⁴¹⁾」が一層重要視されるとする。

以上は、学習経験を組織する際の考慮事項であるが、このようなことから昭和26年改訂学習指導要領が経験主義教育を如何に推進しているか十分読み取れよう。

IV おわりに

本稿は、表題に示した如く1947(昭和22)年と1951(昭和26)年の学習指導要領(いずれも試案)に視点を当て、如何なるカリキュラムを志向しているかについて研究を進めてきた。1947(昭和22)年の学習指導要領においては、新たに社会科・家庭科・自由研究の三科を設置し、そして1951(昭和26)年の学習指導要領においては、教科を四領域に分類していた。その基本には、学習者の経験を重要視し、合科目学習あるいはコア・カリキュラム編成を志向する教育課程の様相が窺われた。就中、1951(昭和26)年の学習指導要領においては、教育課程を構成するに当たって「目標の設定」「学習経験の構成」「学習経験を組織する際の考慮事項」等が具体的に提案され、経験主義教育を推進しようとする教育課程であることが明らかになった。今後は、学習経験を重要視した単位についても探っていく必要がある。これについては稿を改めて論じることとする。

〔注〕

- 1) 文部省『学習指導要領一般編(試案)』日本書籍、1947年、1頁。
- 2) 詳しくは、「学校教育法施行規則」1950年を参照のこと。
- 3) 文部省、前掲書1)、1頁。

- 4) 家事科は、1941年(昭和16年)『国民学校令』において女児だけに課す科目として、定められている。家事科は、音楽、習字、図画などととも、芸能科の中に位置付けられている科目である。
- 5) 文部省、前掲書1)、13頁。
- 6) 文部省、前掲書1)、13頁～14頁。
- 7) 文部省、前掲書1)、16頁～17頁。
- 8) 詳しくは、文部省『学習指導要領一般編(試案)』1951(昭和26)年を参照のこと。
- 9) 文部省、同上書、1頁。
- 10) 文部省、同上書、1頁。
- 11) 文部省、同上書、2頁。
- 12) 文部省、同上書、2頁。
- 13) 文部省、同上書、2頁。
- 14) 水原克敏『現代日本の教育課程改革』風間書房、1992年、194頁～195頁。
- 15) 文部省、前掲書8)、84頁～85頁。
- 16) 文部省、同上書、89頁。
- 17) 文部省、同上書、22頁。
- 18) 文部省、同上書、22頁。
- 19) 文部省、同上書、17頁。
- 20) 文部省、同上書、17頁～18頁。
- 21) 文部省、同上書、19頁。
- 22) 文部省、同上書、26頁～28頁。
- 23) 文部省、同上書、35頁。
- 24) 文部省、同上書、36頁。
- 25) 文部省、同上書、37頁。
- 26) 文部省、同上書、20頁。
- 27) 文部省、同上書、76頁。
- 28) 文部省、同上書、79頁。
- 29) 文部省、同上書、79頁。
- 30) 文部省、同上書、76頁。
- 31) 文部省、同上書、78頁。
- 32) 水原、前掲書14)、196頁。
- 33) 水原、同上書、196頁。
- 34) 水原、同上書、196頁。
- 35) 水原、同上書、197頁。
- 36) 文部省、前掲書8)、79頁。
- 37) 文部省、同上書、79頁。
- 38) 文部省、同上書、79頁。
- 39) 文部省、同上書、80頁～82頁。
- 40) 文部省、同上書、83頁。
- 41) 文部省、同上書、84頁。